

## 名古屋市第 1 号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の(以下「実施要綱」という。)第 8 条第 1 項に規定する、次の各号に掲げる事業(以下「第 1 号事業」という。)に要する費用の額について必要な事項を定めるものとする。

- (1) 予防専門型訪問サービス
- (2) 生活支援型訪問サービス
- (3) 予防専門型通所サービス
- (4) ミニデイ型通所サービス
- (5) 運動型通所サービス
- (6) 自立支援型配食サービス

(費用の額の算定)

第 2 条 前条第 1 号から第 5 号に掲げる事業に要する費用の額は、別表 1 の第 1 号事業費単位数表に定める単位数に、10 円に別表 2 の 1 単位の単価に定めるサービス種類に応じた割合を乗じて得た額を乗じて算定するものとする。

- 2 前項の規定により第 1 号事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算するものとする。
- 3 前条第 6 号に掲げる事業に要する費用の額は、1 食あたり 200 円とする。

(支給限度額の算定対象外)

第 3 条 別表 1 の 1 注 4、へ及びト並びに 3 注 6、ル、ヨ及びタに規定する加算又は減算に係る費用の額については、実施要綱第 10 条に規定する支給限度額の算定対象外とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 の 3 注 6 及びチの規定は平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この要領の施行の際現に実施要綱第 3 条第 1 項第 1 号アに規定する第 1 号訪問事業に該当する予防専門型訪問サービスの事業を行う者に対する改正後

の名古屋市第 1 号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要領(以下「算定要領」という。以下同じ。)別表 1 の 1 注 4、ホ並びに実施要綱第 3 条第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号通所事業に該当する予防専門型通所サービスの事業を行う者に対する改正後の算定要領別表 1 の 3 へ、トの適用については、平成 30 年 9 月 30 日までの間は、なお従前の例によるものとする。この場合において、別表 1 の 3 への「リ」とあるのは「ヌ」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 3 年 9 月 30 日までの間は、別表 1 の 1 イからハ、2 イからハ、3 イ及びロ、4 イ並びに 5 イについて、それぞれの所定単位数の 1001/1000 に相当する単位数を算定する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要領は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

## 別表 1 第 1 号事業費単位数表

予防専門型訪問サービス費及び予防専門型通所サービス費は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、平成 30 年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 127 号)及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)に準ずるものとする。

### 1 予防専門型訪問サービス

(1 月あたり)

- イ 予防専門型訪問サービス費(Ⅰ)(1週に1回程度) 1,176 単位
- ロ 予防専門型訪問サービス費(Ⅱ)(1週に2回程度) 2,349 単位
- ハ 予防専門型訪問サービス費(Ⅲ)(1週に2回程度超) 3,727 単位

注1 予防専門型訪問サービス指定事業所(実施要綱第3条第1号に規定する予防専門型訪問サービスを行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。)の訪問介護員等(名古屋市予防専門型訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準(以下「予防専門型訪問サービス基準」という。)を定める要領第5条第1項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。)が、利用者(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定める者(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号。注2において「居宅介護従業者基準」という。)第1条第3号、第8号及び第13号に規定する者を除く。))が予防専門型訪問サービスを行う場合にあっては、65歳に達した日の前日において、当該予防専門型訪問サービス指定事業所において事業を行う事業者が指定居宅介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。)又は重度訪問介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。注2において同じ。)に係る指定障害福祉サービス(同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。注2において同じ。)の事業を行う事業所において、指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスを利用していた者に限る。)に対して、予防専門型訪問サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

- イ 予防専門型訪問サービス費(Ⅰ) 介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画(介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。)第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。))及び省令第140条の62の5第1項第1号に規定する第1号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等(法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。以下同じ。))ごとに作成される計画をいう。以下同じ。)において1週に1回程度の予防専門型訪問サービスが必要とされた者に対し予防専門型訪問サービスを行った場合
- ロ 予防専門型訪問サービス費(Ⅱ) 介護予防サービス計画において1週に2回程度の予防専門型訪問サービスが必要とされた者に対し予防専門型訪問サービスを行った場合
- ハ 予防専門型訪問サービス費(Ⅲ) 介護予防サービス計画においてロに掲げる回数を超える予防専門型訪問サービスが必要とされた者(その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」とい

う。)第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。)に対し予防専門型訪問サービスを行った場合

注2 介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

注3 共生型予防専門型訪問サービス(予防専門型訪問サービス基準第42条第1項に規定する共生型予防専門型訪問サービスをいう。以下同じ。)の事業を行う指定居宅介護事業者(指定障害福祉サービス等基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。)が当該事業を行う事業所(以下この注において「共生型予防専門型訪問サービスを行う指定居宅介護事業所」という。)において、居宅介護従業者基準第1条第4号、第9号、第14号又は第19号から第21号までに規定する者が共生型予防専門型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定し、共生型予防専門型訪問サービスを行う指定居宅介護事業所において、居宅介護従業者基準第1条第5号、第10号又は第15号に規定する者が共生型予防専門型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定し、共生型予防専門型訪問サービスの事業を行う重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所において共生型予防専門型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定する。

注4 予防専門型訪問サービス指定事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは予防専門型訪問サービス指定事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者又は予防専門型訪問サービス指定事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、予防専門型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注5 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護(法第8条の2第9項に規定するものをいう。以下同じ。)又は介護予防小規模多機能型居宅介護(法第8条の2第14項に規定するものをいう。以下同じ。)若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護(法第8条の2第15項に規定するものをいう。以下同じ。)を受けている間は、予防専門型訪問サービス費は、算定しない。

注6 利用者が一の予防専門型訪問サービス指定事業所において予防専門型訪問サービスを受けている間は、当該予防専門型訪問サービス指定事業所以外の予防専門型訪問サービス指定事業所が予防専門型訪問サービスを行った場合に、予防専門型訪問サービス費は、算定しない。また、利用者が生活支援型訪問サービス指定事業所において生活支援型訪問サービスを受けている間は、予防専門型訪問サービス指定事業所が予防専門型訪問サービスを行った場合

に、予防専門型訪問サービス費は、算定しない。

ニ 初回加算 200 単位

注 予防専門型訪問サービス指定事業所において、新規に予防専門型訪問サービス計画(予防専門型訪問サービス基準第 40 条において規定する予防専門型訪問サービス計画をいう。以下同じ。)を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の予防専門型訪問サービスを行った日の属する月に予防専門型訪問サービスを行った場合又は当該予防専門型訪問サービス指定事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の予防専門型訪問サービスを行った日の属する月に予防専門型訪問サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

ホ (1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位

(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位

注 1 (1)について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(以下「指定介護予防サービス基準」という。以下同じ。)第 79 条第 1 項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス基準第 117 条第 1 項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 2 第 2 項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした予防専門型訪問サービス計画を作成し、当該予防専門型訪問サービス計画に基づく予防専門型訪問サービスを行ったときは、初回の当該予防専門型訪問サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注 2 (2)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第 78 条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)、指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第 116 条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした予防専門型訪問サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該予防専門型訪問サ

ービス計画に基づく予防専門型訪問サービスを行ったときは、初回の当該予防専門型訪問サービスが行われた日の属する月以降 3 月の間、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

#### へ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た予防専門型訪問サービス指定事業所が、利用者に対し、予防専門型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 137 に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 100 に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 55 に相当する単位数

#### ト 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た予防専門型訪問サービス指定事業所が、利用者に対し、予防専門型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、平成 31 年度介護報酬改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号。以下同じ。）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知。以下同じ。）の介護職員等特定処遇改善加算の取扱に準ずるものとする。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 63 に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 42 に相当する単位数

#### チ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た予防専門型訪問サービス指定事業所が、利用者に対し、予防専門型訪問サービスを行った場合は、イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 24 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

## 2 生活支援型訪問サービス

(1月あたり)

- イ 生活支援型訪問サービス費(Ⅰ) (1週に1回程度) 972 単位
- ロ 生活支援型訪問サービス費(Ⅱ) (1週に2回程度) 1,944 単位
- ハ 生活支援型訪問サービス費(Ⅲ) (1週に2回程度超) 2,916 単位

注1 利用者に対して、生活支援型訪問サービス指定事業所(名古屋市生活支援型訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第3章に規定する基準緩和訪問型サービス事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。)の従事者(名古屋市生活支援型訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要領第5条に規定する従事者をいう。以下同じ。)が、生活支援型訪問サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

- イ 生活支援型訪問サービス費(Ⅰ) 介護予防サービス計画において1週に1回程度の生活支援型訪問サービスが必要とされた者に対し生活支援型訪問サービスを行った場合
- ロ 生活支援型訪問サービス費(Ⅱ) 介護予防サービス計画において1週に2回程度の生活支援型訪問サービスが必要とされた者に対し生活支援型訪問サービスを行った場合
- ハ 生活支援型訪問サービス費(Ⅲ) 介護予防サービス計画においてロに掲げる回数を超える生活支援型訪問サービスが必要とされた者(その要支援状態区分が認定省令第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。)に対し生活支援型訪問サービスを行った場合

注2 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、生活支援型訪問サービス費は、算定しない。

注3 利用者が一の生活支援型訪問サービス指定事業所において生活支援型訪問サービスを受けている間は、当該生活支援型訪問サービス指定事業所以外の生活支援型訪問サービス指定事業所が生活支援型訪問サービスを行った場合に、生活支援型訪問サービス費は、算定しない。また、利用者が予防専門型訪問サービス指定事業所において予防専門型訪問サービスを受けている間は、生活支援型訪問サービス指定事業所が生活支援型訪問サービスを行った場合、生活支援型訪問サービス費は、算定しない。

## ニ 自己評価・ユーザー評価参加加算 20 単位

注 生活支援型訪問サービス指定事業所が、名古屋市介護サービス事業者連絡研究会が実施する名古屋市介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業を前年度において実施した場合、1月につき所定単位数を加算する。

### 3 予防専門型通所サービス

(1月あたり)

イ 予防専門型通所サービス費(Ⅰ)(1週に1回程度) 1,672単位

ロ 予防専門型通所サービス費(Ⅱ)(1週に2回程度以上) 3,428単位

注1 厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)第71号に規定する施設基準に適合しているものとして市長に届け出た予防専門型通所サービス指定事業所(名古屋市予防専門型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要領(以下「予防専門型通所サービス基準」という。))第5条に規定する予防専門型通所サービス従業者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。)において、予防専門型通所サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

イ 予防専門型通所サービス費(Ⅰ) 介護予防サービス計画において1週に1回程度の予防専門型通所サービスが必要とされた者に対し予防専門型通所サービスを行った場合

ロ 予防専門型通所サービス費(Ⅱ) 介護予防サービス計画においてイに掲げる回数を超える予防専門型通所サービスが必要とされた者(その要支援状態区分が認定省令第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。)に対し予防専門型通所サービスを行った場合

注2 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、予防専門型通所サービス費は、算定しない。

注3 利用者が一の予防専門型通所サービス指定事業所において予防専門型通所サービスを受けている間は、当該予防専門型通所サービス指定事業所以外の予防専門型通所サービス指定事業所が予防専門型通所サービスを行った場合に、予防専門型通所サービス費は、算定しない。また、利用者がミニデイ型通所サービス指定事業所又は運動型通所サービス指定事業所においてミニデイ型通所サービス又は運動型通所サービスを受けている間は、予防専門型通所サービス指定事業所が予防専門型通所サービスを行った場合、予防専門型通所サービス費は、算定しない。

注4 共生型予防専門型通所サービス(予防専門型通所サービス基準第43条第1項に規定する共生型予防専門型通所サービスをいう。以下同じ。)の事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)が当該事業を行う事業所において共生型予防専門型通所サービスを行った場合は、所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定し、共生型予防専門型通所サービスの事業を行う指定自立訓練(機



能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第 156 条第 1 項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)又は指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第 166 条第 1 項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)が当該事業を行う事業所において共生型予防専門型通所サービスを行った場合は、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数を算定し、共生型予防専門型通所サービスの事業を行う指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下この注において「指定通所支援基準」という。)第 5 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下この注において同じ。)を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第 4 条に規定する指定児童発達支援をいう。)を提供する事業者を除く。)が当該事業を行う事業所において共生型予防専門型通所サービスを行った場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定し、共生型予防専門型通所サービスの事業を行う指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第 66 条第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第 65 条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)を提供する事業者を除く。)が当該事業を行う事業所において共生型予防専門型通所サービスを行った場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。

注 5 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た予防専門型通所サービス指定事業所において、イ注 4 を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1 月に 6 回を限度として 1 日につき 13 単位を所定単位数に加算する。ロ注 4 を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1 月に 12 回を限度として 1 日につき 13 単位を所定単位数に加算する。

イ 生活相談員を 1 名以上配置していること。

ロ 地域に貢献する活動を行っていること。

注 6 同一建物居住者等減算

予防専門型通所サービス指定事業所と同一建物に居住する者又は予防専門型通所サービス指定事業所と同一建物から当該予防専門型通所サービス指定事業所に通う者に対し、予防専門型通所サービスを行った場合は、1 月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

(1) イを算定する場合 376 単位

(2) ロを算定する場合 752 単位

#### ハ 生活機能向上グループ活動加算 100 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。)その他予防専門型通所サービス指定事業所の従事者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した予防専門型通所サービス計画(予防専門型通所サービス基準第40条において規定する予防専門型通所サービス計画をいう。以下同じ。)を作成していること。

ロ 予防専門型通所サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

#### ニ 運動器機能向上加算 225 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「運動器機能向上サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置していること。

ロ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っていると同時に、利用者の運

動器の機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない予防専門型通所サービス指定事業所であること。

ホ 若年性認知症利用者受入加算 240 単位

注 受け入れた若年性認知症利用者(介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号) 第 2 条第 6 号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。)ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た予防専門型通所サービス指定事業所において、若年性認知症利用者に対して予防専門型通所サービスを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1 月につき所定単位数を加算する。

へ 栄養アセスメント加算 50 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た予防専門型通所サービス指定事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を 1 名以上配置していること。

ロ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(トの注において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ハ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

ニ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない予防専門型通所サービス指定事業所であること。

ト 栄養改善加算 200 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、3 月以内の期間に

限り 1 月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から 3 月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を 1 名以上配置していること。

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない予防専門型通所サービス指定事業所であること。

#### チ 口腔機能向上加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及びりにおいて「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、3 月以内の期間に限り 1 月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から 3 月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) 150 単位

(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160 単位

#### リ 選択的サービス複数実施加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た予防専門型通所サービス指定事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1 月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 480 単位

(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 700 単位

ヌ 事業所評価加算 120 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た予防専門型通所サービス指定事業所において、評価対象期間(事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間(ニ若しくはトの注に掲げる基準又はチの注に掲げる別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間)をいう。)の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

ル サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た予防専門型通所サービス指定事業所が利用者に対し予防専門型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の介護予防サービス計画にて1週に予防専門型通所サービスが必要とされた回数に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

(一) 予防専門型通所サービス費(Ⅰ) 88 単位

(二) 予防専門型通所サービス費(Ⅱ) 176 単位

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

(一) 予防専門型通所サービス費(Ⅰ) 72 単位

(二) 予防専門型通所サービス費(Ⅱ) 144 単位

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

(一) 予防専門型通所サービス費(Ⅰ) 24 単位

(二) 予防専門型通所サービス費(Ⅱ) 48 単位

ヲ 生活機能向上連携加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た予防専門型通所サービス指定事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については3月に1回を限度として1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位

(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位

ワ 口腔・栄養スクリーニング加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する予防専門型通所サービス指定事

業所の従業者が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に次に掲げる区分に応じ、1 回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

- (1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20 単位
- (2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5 単位

#### カ 科学的介護推進体制加算 40 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た予防専門型通所サービス指定事業所が、利用者に対し予防専門型通所サービスを行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

イ 利用者ごとの ADL 値(ADL の評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、口腔機能、認知症(法第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症をいう。)の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

ロ 必要に応じて通所型サービス計画を見直すなど、通所型サービスの提供に当たって、(1)に規定する情報その他通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

#### コ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た予防専門型通所サービス指定事業所が、利用者に対し、予防専門型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからカまでにより算定した単位数の 1000 分の 59 に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからカまでにより算定した単位数の 1000 分の 43 に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからカまでにより算定した単位数の 1000 分の 23 に相当する単位数

#### タ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た予防専門型通所サービス指定事業所が、利用者に対し、予防専門型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからカまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからカまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

レ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た予防専門型通所サービス指定事業所が、利用者に対し、予防専門型通所サービスを行った場合は、イからカまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4 ミニデイ型通所サービス

(1月あたり)

イ ミニデイ型通所サービス費(Ⅰ) 1,417単位

注 1 名古屋市ミニデイ型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要領第5条に定めるものに適合しているものとして市長に届け出たミニデイ型通所サービス指定事業所(名古屋市ミニデイ型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要領第2条に規定するミニデイ型通所サービスを行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。)において、介護予防サービス計画にてミニデイ型通所サービスが必要とされた者に対し、ミニデイ型通所サービスを行った場合、所定単位数を算定する。

注 2 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、ミニデイ型サービス費は、算定しない。

注 3 利用者が一のミニデイ型通所サービス指定事業所においてミニデイ型通所サービスを受けている間は、当該ミニデイ型通所サービス指定事業所以外のミニデイ型通所サービス指定事業所がミニデイ型通所サービスを行った場合に、ミニデイ型サービス費は、算定しない。また、利用者が予防専門型通所サービス指定事業所又は運動型通所サービス指定事業所において予防専門型通所サービス又は運動型通所サービスを受けている間は、ミニデイ型通所サービス指定事業所がミニデイ型通所サービスを行った場合、ミニデイ型サービス費は、算定しない。

ロ 自己評価・ユーザー評価参加加算 20単位

注 ミニデイ型通所サービス指定事業所が、名古屋市介護サービス事業者連絡研究会が実施する名古屋市介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事

業を前年度において実施した場合、1月につき所定単位数を加算する。

ハ 介護予防改善加算(利用月につき) 50 単位

注 1 ミニデイ型通所サービス指定事業所がサービスを提供し、サービス終了月において、利用者の心身の状態に改善がみられ、その状態を維持するよう、自立に向けたアドバイスや支援を行った場合、サービス終了月において、所定単位数に利用月数を乗じた単位数を加算する。

ただし、介護予防改善加算を算定した場合、サービス利用者は、サービス終了月の翌月末日まで、予防専門型通所サービス又は運動型通所サービスを利用できないものとする。

注 2 注 1 における心身の状態の改善とは、基本チェックリスト(実施要綱第 7 条第 2 項。様式第 1 号)に定める No. 1 から No. 20 までの 20 項目のうち、該当する項目を当該サービスの利用前後で集計及び比較を行い、当該サービス利用後の該当項目数が利用前の該当項目数より減少していれば、心身の状態の改善がみられたものとする。

注 3 以下の理由により、ミニデイ型通所サービスを終了した者は、当該加算を算定しないものとする。

イ 身体状態等の悪化により、通所が困難になった場合(入院、医師の指示及び家族の介護を含む)

ロ 介護保険の申請の結果、要介護状態に認定された場合

ハ 本人が死亡した場合

ニ その他、サービスを終了する理由が不明なものや把握が困難なもの

注 4 月途中でサービスを終了した場合においても、その月数を計上するものとする。

5 運動型通所サービス

(1 回あたり)

イ 運動型通所サービス費 240 単位

注 1 名古屋市運動型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準等を定める要領第 5 条に定めるものに適合しているものとして市長に届け出た運動型通所サービス指定事業所(名古屋市運動型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準等を定める要領第 2 条に規定する運動型通所サービスを行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。)において、介護予防サービス計画にて運動型通所サービスが必要とされた者に対し、運動型通所サービスを行った場合、所定単位数を算定する。



注 2 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、運動型サービス費は、算定しない。

注 3 利用者が一の運動型通所サービス指定事業所において運動型通所サービスを受けている間は、当該運動型通所サービス指定事業所以外の運動型通所サービス指定事業所が運動型通所サービスを行った場合に、運動型サービス費は、算定しない。また、利用者が予防専門型通所サービス指定事業所又はミニデイ型通所サービス指定事業所において予防専門型通所サービス又はミニデイ型通所サービスを受けている間は、運動型通所サービス指定事業所が運動型通所サービスを行った場合、運動型サービス費は、算定しない。

ロ 自己評価・ユーザー評価参加加算 20 単位

注 運動型通所サービス指定事業所が、名古屋市介護サービス事業者連絡研究会が実施する名古屋市介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業を前年度において実施した場合、1月につき所定単位数を加算する。

ハ 介護予防改善加算(利用月につき) 50 単位

注 1 運動型通所サービス指定事業所がサービスを提供し、サービス終了月において、利用者の心身の状態に改善がみられ、その状態を維持するよう、自立に向けたアドバイスや支援を行った場合、サービス終了月において、所定単位数に利用月数を乗じた単位数を加算する。

ただし、介護予防改善加算を算定した場合、サービス利用者は、サービス提供終了日から1か月間は、予防専門型通所サービス又はミニデイ型通所サービスを利用できないものとする。

なお、利用月数の算出にあたっては、サービス提供開始日を基準日とし、サービス提供開始日から翌月の基準日前日までを1か月とし、以降同様に考え、最大6か月までとする。

注 2 注 1における心身の状態の改善とは、基本チェックリスト(実施要綱第7条第2項。様式第1号)に定める No.1 から No.20 までの 20 項目のうちの基準に該当する項目を当該サービスの利用前後で集計及び比較を行い、当該サービス利用後の該当項目数が利用前の該当項目数より減少していれば、心身の状態の改善がみられたものとする。

但し、「基本チェックリスト」に定める No.6 から No.10 までの 5 項目のうちの該当する項目を当該サービスの利用前後で集計及び比較を行い、当該サービス利用後の該当項目数が利用前の該当項目数より増加している場合、当該加算を算定しないものとする。

注 3 以下の理由により、運動型通所サービスを終了した者は、当該加算を算定しないものとする。

- イ 身体状態等の悪化により、通所が困難になった場合（入院、医師の指示及び家族の介護を含む）
- ロ 介護保険の申請の結果、要介護状態に認定された場合
- ハ 本人が死亡した場合
- ニ その他、サービスを終了する理由が不明なものや把握が困難なもの

注 4 月途中でサービスを終了した場合、その終了日が、注 1 なお書きの利用月数の算出における月数を超えない場合においても、その月数を計上するものとする。

二 評価加算（評価実施月につき） 240 単位

注 運動型通所サービス指定事業所が、サービス提供開始日から 3 か月経過ごとに、サービス利用者の日常生活の状況や心身の状態等を把握するため、別に定める評価項目について評価を実施した場合、評価を実施した月に所定の単位数を加算するものとする。

別表 2 1 単位の単価

サービス種類	割合
予防専門型訪問サービス	1000 分の 1105
生活支援型訪問サービス	1000 分の 1105
予防専門型通所サービス	1000 分の 1068
ミニデイ型通所サービス	1000 分の 1068
運動型通所サービス	1000 分の 1068